

転倒災害防止対策自主点検票

一点検結果は安全衛生委員会等の労使協議の場で確認してくださいー

点検年月日

点検者

注意事項

- ①該当事案がない場合を除き、1～4の項目ごとに、複数の□にチェックがつかない場合、転倒災害防止対策が不十分である可能性があります。
- ②下記に挙げた対策はあくまで一例であるため、下記事項に該当しない、事業場の実情に応じた対策を講じていただくことは構いません。

1. 過去に発生した転倒災害に対する対応状況

- ①過去に転倒災害が発生した箇所の点検を行った。
- ②労働者から転倒に係るヒヤリ・ハット事例の収集を行った。
- ③上記①,②に係る該当箇所の補修等の転倒災害防止対策を講じた(又は、講じる予定である)。
- ④過去に転倒災害は発生していない。

2. 滑りによる転倒災害防止対策の実施状況

- ①こまめに床の水分、油分をふき取る体制を整え、実施している。
- ②耐滑性のある靴を着用し、摩耗した場合は交換している。
- ③滑りの原因となる材料や台車などの置き場所を定め、所定の場所に保管している。
- ④危険個所のマップを作成し、KY活や教育に活用している。
- ⑤滑りの原因となる状況は生じていない。

3. つまづきによる転倒災害防止対策の実施状況

- ①通路と荷の置き場の区分を明示し、十分な広さの通路を確保している。
- ②通路の明るさを確保している
- ③5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)について取り組み、労働者に教育を実施している。
- ④通路を焦らず通行するよう、労働者に日常的に注意喚起をしている。
- ⑤つまづきの原因となる状況は生じていない。

4. 重量物の運搬作業の実施状況

- ①荷の運搬では、台車や機械を使用し、人力作業を減らしている。
- ②荷を小分けにしたり、複数人で持ち運ばせたりして労働者の負担を軽減させている。
- ③荷を持ち運ぶ際は、男性の場合は体重の40%、女性の場合は体重の24%以下としている。
- ④重量物の運搬に該当する業務がない。